

# 新宿区 学校避難所 動物救護マニュアル

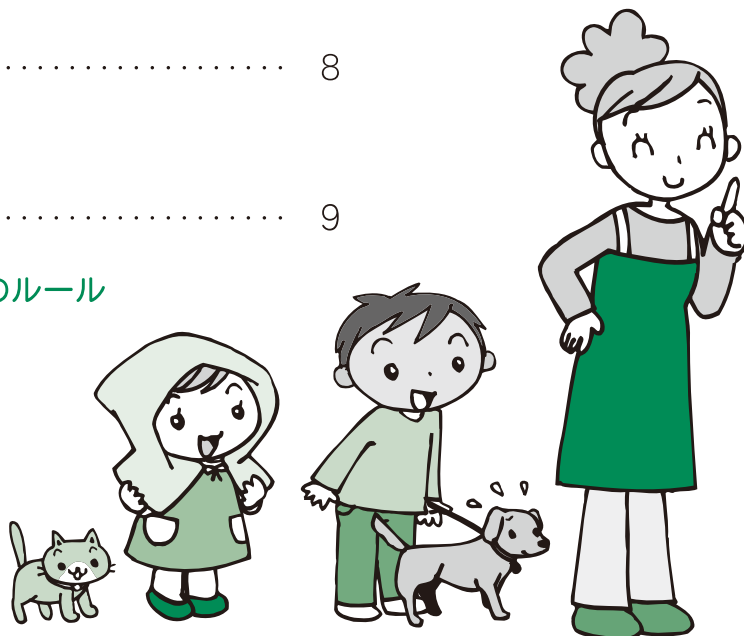
新宿区は、平成15年9月に東京都獣医師会新宿支部と災害時における動物救護活動に関する協定を結びました。

災害時における人と動物の安全を考え、関係団体と協議を進め、災害に備えています。

新宿区保健所・危機管理課



<b>1 災害時における動物救護</b> .....	1
救護対象とする動物	
避難所の役割	
<b>2 避難所における動物救護対策</b> .....	2
1. 基本的な方針	
2. 活動態勢	
3. 飼育場所（動物救護所）	
4. 活動用資材	
<b>3 獣医師会の応急医療活動・区の役割</b> .....	3
1. 獣医師会の活動内容	
2. 災対衛生部衛生班動物保護担当の役割	
<b>4 動物救護部態勢の立上げ</b> .....	4
1. 避難所での動物飼育の進め方や基本的な	
ルールを飼い主に説明し、了解を得ます。	
2. 動物救護部員を選出します。	
<b>作業 1 飼育場所（動物救護所）の設営・維持</b> ..	5
設営	
維持	
<b>作業 2 同行避難動物の管理・飼育</b> .....	6
同行避難動物の登録	
避難所内での飼育	
医療・健康管理	
<b>作業 3 飼い主不明動物の保護</b> .....	7
保護したとき	
保護中の世話	
その他必要な作業	
<b>作業 4 区との連絡</b> .....	8
区への連絡	
区からの連絡	
<b>5 作業に使う各種資料</b> （別冊） .....	9
<b>※（裏表紙）避難所における飼育のルール</b>	



大地震が発生した場合、人間だけでなく、多くの飼育されている動物も被災すると想定されます。

被災動物の救護は、飼い主が第一に行うのはもちろんですが、飼い主だけでできるものではなく、区、東京都、獣医師会などが協力して、救護活動を行うことにしています。そして、救護活動を効果的に進めるには、避難所が大きい役割を果たす必要があります。

## 1 救護対象とする動物

原則として、犬、猫、小鳥等小動物です。

## 2 避難所の役割

### (1) 同行避難動物の保護

避難者が連れてくる飼育動物を避難所内で円滑に保護することが大きな課題です。全避難者の理解を得られるようなルールのもとで飼育ができるようにし、飼育に伴う作業を飼い主が共同で行うことが必要です。

### (2) 飼い主不明動物の一時保護

飼い主が不明の動物は、東京都動物愛護相談センターが保護することになっています。しかし、災害発生直後の混乱期には、発見された迷い動物をすぐに同センターに送ることはできないと思われます。そのため、飼い主不明動物を一時的に保護する必要がありますが、その役割を担えるのは避難所しかありません。



## 避難所における動物救護対策

### 1 基本的な方針

(1) 避難所では、人間の居住場所と動物の飼育場所を完全に分離し、動物はケージ内・繋ぎとめにより飼育します。

(2) 避難所での飼育動物の管理は、飼い主による自主管理を原則とします。

- ① 個々の動物の飼育は、飼い主の責任で行います。  
※ 飼育に必要な用具（ケージ・食餌等）も、原則として飼い主が用意します。
- ② 避難所での飼育に伴う必要な作業（飼育場所の管理等）は、飼い主が共同で行います。

(3) 避難所に持ち込まれた飼い主不明動物は、保護先が決まるまで、飼育動物と同じ場所で一時的に飼育します。

### 2 活動態勢

上記方針に基づき、動物救護部が中心になり飼い主が共同で動物救護活動を進めます。

### 3 飼育場所（動物救護所）

動物はケージに入れておくか、支柱に繋ぎとめておくことになるので、広い場所で、鉄棒や鉄柱等支柱となるものがある場所を選びます。

※ 設置予定場所 ⇒ 利用計画図（避難所運営管理マニュアル）

### 4 活動用資材

原則として飼い主不明動物用に、ケージ・鎖など、必要な資材を備蓄倉庫に配備してあります。ただし、動物用食糧は配備してありません。

災害発生後、東京都獣医師会新宿支部は、区との協定に基づき、動物応急医療活動を開始します。

区は、**災対衛生部衛生班動物保護担当**を設置し、動物救護活動の総合調整を行います。

## 1 獣医師会の活動内容

- ① 避難所への巡回医療・相談  
負傷動物の治療、収容動物の健康管理についての相談
- ② 獣医師会員診療所（動物救護所）での医療・相談  
避難所・地域内の動物の治療、健康管理についての相談

※「動物救護所」のプレートが掲げられます。

## 2 災対衛生部衛生班動物保護担当の役割

- ① 動物被災状況・保護活動状況の把握  
避難所収容動物の数・状態、不足資材・動物用食糧など
- ② 獣医師会との連絡（情報交換、要請）  
会員診療所の活動状況、巡回動物医療救護班の活動計画など
- ③ 東京都動物救護本部との連絡（情報交換、要請）  
飼い主不明動物保護活動、支援物資・人員など
- ④ 避難所への支援  
不足資材・動物用食糧の供給、動物救護ボランティアの派遣、  
医療活動情報の提供、飼い主への飼育指導など

## 動物救護部態勢の立上げ

避難所開設後、できるだけ早く救護活動を開始するため、動物救護部の態勢を整備する必要があります。

最初は、まだ部員も決まっていない状態なので、動物救護部長・副部長又は庶務部員が動物を連れてきた避難者(飼い主)を集めることから始めます。

**1** 避難所での動物飼育の進め方や基本的なルールを飼い主に説明し、了解を得ます。

- ① 避難所で人間と動物が共存できるための飼育ルールに従うことの同意
- ② 動物救護部が行うべき作業への参加の同意

**2** 動物救護部員を選出します。

共同作業の進行管理、連絡調整等を行う責任者の選出  
(人数は適宜、活動開始後、必要に応じて増減)

- 作業 ① 飼育場所(動物救護所)の設営・維持
- 作業 ② 同行避難動物の管理・飼育
- 作業 ③ 飼い主不明動物の保護
- 作業 ④ 区との連絡

※作業は、動物救護部員の指揮のもと、飼い主が分担しあって行います。

動物救護部員は、作業を円滑に進めるため、必要な調整を行います。

- 作業計画・作業者ローテーションの作成
- 動物救護ボランティアの受入れ・配置 など

# 作業 1

## 作業項目 飼育場所（動物救護所）の設営・維持

**注意事項** 避難所では、人間と動物の生活空間を完全に分離することが原則です。飼育場所はあらかじめ予定していますが、避難所全体の配置を考慮して、本部役員・庶務部と協議のうえ場所を確定します。

### 作業内容

### 備考

#### 【設 営】

##### 1 区画線を設置し、飼育場所を明示する。

- ※使用資機材 (1) カラーコーン（重し付）  
(2) セーフティーバー  
(3) 立ち入り禁止用テープ  
(4) のぼり「動物救護所」

資料 1  
動物救護用資材一覧表

##### 2 トイレの場所を決め、「動物トイレ」プレートを掲出する。

##### 3 ケージの置き場所や大型犬を繋ぎとめる場所に屋根がない場合は、ブルーシート等を使用して雨よけを作る。

#### 【維 持】

##### 4 飼育場所内では、同一の動物ごとにグループ分けをする。

##### 5 飼育場所内・周辺環境維持のために、清掃等必要な作業を定期的に行う。

※消毒が必要な場合は、区に連絡する。

##### 6 収容動物数に合わせ、適正なスペースの維持に努める。

※資機材が不足する場合は、区に連絡する。

## 作業 2

### 作業項目 同行避難動物の管理・飼育

注意事項

物資供給等救援を的確に受けられるよう、避難動物の登録を行い、状況の把握に努めます。

同行避難した動物の飼育は、飼い主の責任です。避難所内での飼育ルールを周知します。

#### 作業内容

#### 備考

##### 【 同行避難動物の登録 】

- 1 動物ごとに個別のカードを作成する。  
※カードの「飼い主」と「動物」の項を記入する。
- 2 カードをもとに、避難動物数の集計をする。  
集計は一定期間ごとに更新し、現在数の把握を行う。

保護動物受付簿 様式2  
避難所ペット登録カード  
様式10  
動物保護記録カード  
様式11  
動物救護活動報告 様式1

##### 【 避難所内での飼育 】

- 3 「飼育のルール」を避難所内に掲示し、周知徹底を図る。  
※必要な資材の用意ができない飼い主については、個別に対応する。（備蓄資材の一時的使用など）
- 4 動物を同行していない他の避難者からの不満等トラブルが生じたときは、庶務部と連絡を取り合って解決に努める。

避難所における飼育ルール  
(本文・裏表紙)

##### 【 医療・健康管理 】

- 5 動物の治療、健康についての相談は、獣医師会の巡回医療又は近隣の活動している動物診療所で対応する。  
巡回日程・診療所所在地等、必要な情報を区から収集し、飼い主に周知する。

本文3  
獣医師会の応急医療活動区  
の役割

作業(4) 区との連絡

※この情報は、近隣地域全体の動物の飼い主に必要なものなので、地域へも情報を発信する。



## 作業 3

### 作業項目 飼い主不明動物の保護

**注意事項** 飼い主不明の動物が発見されたとき、又は、持ち込まれたときは、飼い主が現れるか、都の保護施設に移送されるまでの間、避難所内の飼育場所で世話をします。この作業を動物救護部員が行います。

#### 作業内容

#### 備考

##### 【保護したとき】

- 1 「保護動物受付簿」に保護時の状況・動物の特徴等を記録する。
- 2 備蓄の資材（ケージ等）を使用して、飼育場所内に収容する。  
※保護記録カードと照合できるように、ケージ等にカード番号を表示する。
- 3 負傷または病気をしていると思われる場合は、区に連絡し、獣医師会の協力を要請する。

保護動物受付簿 様式2

本文3  
獣医師会の応急医療活動区  
の役割  
作業（4）区との連絡

##### 【保護中の世話】

- 4 同行避難動物と同様に、「飼育のルール」に基づいて、日常の世話をします。

作業（2）  
同行避難動物の管理・飼育

##### 【その他必要な作業】

- 5 保護した動物の情報は、保護時、引取り・移送等移動時に必ず区に報告する。  
また、エサ・資材が不足するときは、随時区に補充の要請をする。
- 6 保護した動物の情報を地域に発信して、飼い主探しに努める。  
※移送後も、問合せがあったら、保護動物受付簿で対応する。
- 7 失踪した動物の捜索依頼があったときは、依頼内容を記録して、区に報告する。
- 8 避難所に直接ボランティアの申し出があったときは、申込書に記入してもらい、区に取り次ぐ。

作業（4）区との連絡

失踪動物の捜査依頼受付簿  
様式8

ボランティア申込書・  
登録用紙  
様式9

## 作業 4

### 作業項目 区との連絡

**注意事項** 避難所での動物救護活動を円滑に進めるためには、物資補給、医療班派遣等の支援が欠かせません。そのため、区と密接に連絡を取り合うことが必要です。連絡業務を担当する情報連絡部と連携して行います。

#### 作業内容

#### 備考

#### 【区への連絡】

- 1 定期的、また、必要に応じて随時、災対衛生部衛生班動物保護担当又は地域本部に、避難所・周辺地域の情報を連絡する。**

動物救護活動報告(要請)様式1

- 「伝達事項」
- (1)同行避難動物収容状況（種別・現在数など）
  - (2)飼い主不明動物保護状況（現在数など）
  - (3)不足資材・食糧、活動要員等の補充要請
  - (4)失踪動物の搜索依頼
  - (5)ボランティアの申込
  - (6)その他応急医療要請など

#### 【区からの連絡】

- 2 区からの情報は、必要に応じて、避難所内又は周辺地域に周知する。**

- 「情報内容」
- (1)資材・食糧等の補給
  - (2)動物救護ボランティアの派遣
  - (3)避難所巡回医療日程
  - (4)獣医師会医師診療所の開設状況
  - (5)飼い主不明動物の対策  
(移送先・飼い主の情報)
  - (6)衛生管理等の指導

#### 災対衛生部衛生班動物保護担当

新宿区保健所衛生課管理係

電話・・・ 5273-3148（区役所内線4312）

防災無線 407

所在地・・・ 新宿5-18-21 区役所第2分庁舎3階

## 5

## 作業に使う各種資料

(別冊)

- |                                 |                  |
|---------------------------------|------------------|
| 1 動物救護用資材一覧表                    | 資料 1             |
| 2 動物救護活動報告 (要請)                 | 様式 1             |
| 3 保護動物受付簿                       | 様式 2             |
| 4 動物施療カルテ                       | 様式 3             |
| 5 保護動物台帳                        | 様式 4             |
| 6 保護動物調査表                       | 様式 5             |
| 7 保護動物診療記録簿                     | 様式 6             |
| 8 保護動物移動記録簿                     | 様式 7             |
| 9 失踪動物の捜査依頼受付簿                  | 様式 8             |
| 10 ボランティア申込書・登録用紙               | 様式 9             |
| 11 避難所ペット登録カード                  | 様式 10 (飼い主同行動物用) |
| 12 動物保護記録カード                    | 様式 11 (飼い主不明動物用) |
| 13 東京都獣医師会新宿支部加盟動物病院名簿 (診療所所在地) |                  |

# 避難所における飼育のルール



飼い主の皆さんへ



この避難所で人と動物が気持ちよく過ごせるように、  
次のことを守ってください。

## 1. 避難所に同行できるペットは次の種類です。

犬・猫・小鳥や小型のげっ歯類などです。それ以外のペットは同行できません。

## 2. ペットは決められた場所で、ケージ（オリ）に入れるか、支柱につなぎとめるかして飼育しましょう。

ケージ（オリ）の置き場所・つなぎとめる場所は担当の動物救護部員の指示に従ってください。

## 3. ペットを避難部屋に入れしないでください。

## 4. ペットの飼育に当たっては、定時の給餌・後片付けを徹底し、ペットの体やケージ内を清潔に保つなど、周囲に影響を及ぼさないようにしましょう。

## 5. 排泄は「動物トイレ」に指定した場所でさせ、後始末をしましょう。

## 6. 避難所にはペットの世話ができない飼い主もいます。みんなで助け合いましょう。

## 7. 避難所のペットたちの生活を維持するため、皆さんが共同で行う作業があります。担当の動物救護部員が指示しますので、ご協力ください。

作業例

- (1) 飼育場所全体と周辺区域の掃除・消毒
- (2) 廃棄物・汚物の処理
- (3) 救援物資（ペットフード・資材等）の搬入・仕分け・配分

## 8. 避難所には、一時保護された飼い主不明動物も收容されます。この動物たちの世話を飼い主の皆さんで共同して行っていただくようお願いいたします。この作業も担当の動物救護部員が指示しますので、ご協力ください。

ペットの飼育に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面の食糧は、飼い主がそれぞれ持ちよっていただくのが原則です。もし、持ってくる事が出来なかった場合は、担当の動物救護部員に相談してください。

ペットの負傷や病気の治療・健康についての相談は、東京都獣医師会新宿支部所属医師の巡回訪問、又は同支部所属で開業し、「動物救護所」のプレートを掲げた近隣動物病院で受けられます。

